

定期監査の結果

1 監査の期間

平成27年1月14日から平成27年1月30日

2 監査の対象

(1) 対象部課

上下水道部水道管理課及び水道整備課

(2) 対象期間

平成26年4月1日から平成26年11月30日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 水道管理課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、法令等で基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 委託契約締結伺いに契約保証金免除に関する事項、契約書に契約保証金に関する事項や談合その他不正行為に係る契約解除に関する事項、暴力団排除に係る解除に関する事項、支払の遅延に対する遅延利息や違約金、損害金に関する事項が明記されていないものが散見された。

(イ) 契約締結伺いに見積書が添付されていないものや随意契約理由が不明確なものがあった。

(ウ) 土地賃貸借契約において、借地料の算定方法が不明確なもの、契約の自動更新条項が規定されているもの、返還時の条件が明記されていないものがあった。また、契約期間を設置物の在り期間や布設管が存する期間などとしているものがあった。

イ 公示文において、水道事業は管理者を置いていないにもかかわらず「西尾市水道事業管理者」名で告示をしていた。西尾市水道事業の設置等に関する条例第3条の規定により適正な事務処理をされたい。

- ウ 過誤納金充当のお知らせを、公印を省略して通知していた。当該文書は、公印を省略できる簡易な文書には該当しないため、公印を押印した文書を発送されたい。
- エ 下水道使用料等徴収事務手数料について、定められた基準どおりに算定されていなかった。「西尾市水道事業会計との会計間繰出繰入基準」に則った事務処理をされたい。
- オ 職員の週休日の勤務において、休憩時間が与えられていないものがあった。労働時間が8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩を与える必要があるため、労働基準法第34条の規定により適切な労務管理をされたい。

(2) 水道整備課

- ア 配水管等第三者加害事故復旧費の請求事務において、請求額の算出基礎となる資材費が給水装置工事費単価表の単価で算定されていなかった。また、資材費の種別が正しく記載されていなかった。チェック機能を強化し、適切な事務処理をされたい。
- イ 職員の時間外勤務手当の支給事務において、同一週を超えて週休日の振替を行い、1週間の正規の勤務時間を超えなかったにもかかわらず、勤務時間外手当を支給していた。今後、このような誤りが発生しないよう適切な事務処理をされたい。
- ウ 職員の週休日の勤務において、休憩時間が与えられていないものがあった。労働時間が8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩を与える必要があるため、労働基準法第34条の規定により適切な労務管理をされたい。